



国民主権が奪われる危機



今年の8月15日「終戦の日」をもつて敗戦から80年を迎える。この敗戦を糧として、平和を願う思いの込められた世界に誇る日本国憲法がある。恒久的に戦争という過ちは犯さないと誓ったはずだが、そんな話をよそに、日本はまさに再び過ちを犯す方向へ、憲法改「正」をめぐる動きは枚挙に暇がない。

その重点の一つが緊急事態条項の創設だ。これはどんな平穏時でも政府が緊急事態だと認めれば、その権限が強化され、国会の承認を後回しにして官民に押しつける指示・指令を行えるというもの。既に昨年から施行されている改「正」地方自治法のなかでは、国の地方自治体への関与・指示権限が強化されているが、憲法への明記はこの国が国民主権であることを放棄することを意味する。また、今年6月の衆議院憲法審査会幹事会では、自民、公明、維新、国民民主党などが「国会機能維持条

項」の骨子案を示し、緊急事態には国会議員任期を延長できるという項目を入れ、国会に空白をあげないためというもつともらしい口実で憲法改「正」の突破口として利用しようとしている。

先般韓国で、尹大統領が宣言した戒厳令の直後に、維新の馬場前代表が「日本でも同様のことが起こるかもしれない。緊急事態条項の整備を」とX（旧ツイッター）に扇動投稿したが、まさに全ての権力を一点集中させるものが、緊急事態条項であり戒厳令であることを逆に国民が考えるきっかけになり墓穴を掘った。それだけこの改正を権力側が欲しているという裏返しである。先日沖縄で開かれた6月23日の「慰霊の日」式典で、11歳の孫が朗読した「おばあちゃんの歌」を石破首相はどんな思いで聞いたのだろうか。

労働大学企画編集委員 **東口 忍**